

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	高齢者の福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、高齢者の福祉に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の福祉に関する事務
②事務の概要	老人福祉法の規定に則り 高齢者台帳の管理、福祉の措置(養護老人ホーム入所)の判定・手続き、負担額の決定・費用徴収管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下において使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②施設措置の判定に必要な各種情報の照会 ③負担額の決定に必要な各種情報の照会 ④扶養義務者情報の照会
③システムの名称	KKCWEL+(高齢者福祉サービスシステム) 中間サーバー 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者台帳ファイル 施設措置者情報ファイル 費用徴収情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表の61の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	第19条第8号に基づく第2条の表86、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係 0289-63-2288

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一 四十一	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第一 41の頁	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の61、62の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二の61、62の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長 神山学	高齢福祉課長 金子 信之	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	
平成31年3月22日	特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	施設措置の判定、負担額の決定、費用徴収管理業務	福祉の措置(養護老人ホーム入所)の判定・手続き、負担額の決定・費用徴収管理業務	事後	
平成31年3月22日	特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	高齢者福祉システム、SWAN(宛名)システム、 中間サーバー・ソフトウェア	高齢者福祉システム、SWAN(宛名)システム、 中間サーバー・ソフトウェア、団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 四十一	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表第一の41の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第32条	事後	
平成31年3月22日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の61,62の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表第一の41の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第32条、第33条	事後	
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年7月10日時点	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年7月10日時点	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅳリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年7月30日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表第一の41の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第7項、別表第二の61,62の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日時点	令和2年7月20日時点	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日時点	令和2年7月20日時点	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第7項、別表第二の61,62の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第32条、第33条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第8項、別表第二の61,62の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第32条、第33条	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月20日時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 2. .取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月20日時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	II しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. .取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和6年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. .対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. .取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月30日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	-	十分である	事後	
令和6年11月30日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	
令和8年8月27日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高齢者福祉システム SWAN(宛名)システム	KKCWEL+(高齢者福祉サービスシステム)	事後	
令和8年8月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表第一の41の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第32条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第9条第1項、別表の61の項	事後	
令和8年8月27日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律27号) ・第19条第8項、別表第二の61,62の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第32条、第33条	番号法第19条第8号に基づく主務省第2条の表86、87の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	